

長崎県産業安全衛生大会

諫早
文化会館

10/23

十月二十三日(月)午後一時から、諫早文化会館にて、長崎県産業安全衛生大会が開催されました。

本大会は、長崎県労働災

みんなが輝く、健康職場 ～労災事故撲滅に邁進しよう～



代表者が参加しています。今年には船津執行委員長の挨拶にて開会。「組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化」「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」をスローガンに、職場の安全確保に尽力された事業所や個人の表彰がありました。

大会宣言後、長崎労働局健康安全課長の田中氏より「労働災害ゼロを目指して」と題しての講説後、事例発表が行われました。

特別講演では、ドウ・サクセス(有)代表取締役藤谷氏による「落語に学ぶリーダーシップ」と題して、お

全建総連 大手企業交渉

元請け責任で処遇改善を

―法定福利費の確保と、安全衛生対策の強化―

全建総連関東地方協議会連絡会は十月十九、二十の両日、建設労働者の処遇改善を求めて、建設・住宅企業交渉を行った。交渉相手は、元請け企業である大手ゼネコンや、大和ハウスをはじめとする住宅企業など三十六社。

都内で開いた決起集会で、松丸一雄東京地協議長は「大手ゼネコン各社は過去最高の利益を出しているが、労働者に還元されていない。私たちが求める資金、労務単価には程遠い。(賃上げ

の)原資がどこにあるかは一目瞭然だ」と元請け企業を批判した。

勝野圭司全建総連書記長は、各組合の取り組みによって、厚生年金の加入者が二年間で一・八・三%増え、雇用保険の適用事業所も増えていると報告。「社会保険加入を継続するためには賃金を引き上げ、発注者、元請け企業から法定福利費を確保することだ。元請け企業に責任を求めていく必要がある」と訴えた。

日本建設業連合会が推進



お客様に対してのセールスマンシップに必要な想像力、洞察力、勇氣、聞き上手である事など落語のワザを活かしたセールスでの講演がありました。

参加者はこの大会を機に各事業所での労働安全に対する姿勢を正し労災事故撲滅に邁進することを確かめ合い閉会しました。



九十九島シーサイドテラスホテル&スパ花みずきにて開催

本 部 主 婦 会

美味しい料理を堪能 じゃんけんゲームも大盛り上がり

十月十一日(水)秋晴れの下、子副会長の開会の挨拶の後、建設長崎本部主婦会日帰り旅行が、佐世保市鹿子前町の九十九島シーサイドテラスホテル&スパ花みずきにて開催。県下十五支部より九十二名の主婦会の皆さんが参加しました。

会場は昭和三十年に日本で十八番目に指定を受けた「外洋性多島海景観」を特色とした西海国立公園の園地内に立地していて、会場からは美しい景色を眺めることができました。

美味しい料理を頂きつつ恒例のじゃんけんゲームが始まると、掛け声のたびに歓声が沸いて大盛り上がりカラオケ大会では自慢の美声を披露していました。

楽しい時間はあっという間に過ぎていき、久保田副会長の閉会の挨拶で日帰り旅行を終りました。

―県下各地より92名が参加―

午前十一時三十分より金

木造建築物の組立等 作業主任者技能講習のご案内

- 日程
平成29年12月20日(水)～12月21日(木)
午前9時00分～午後5時00分(受付開始午前8時30分より)
- 会場
長崎建設技術専門学院
長崎市城山町17-58 TEL095-861-9261
- 1. 受講資格
木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根若しくは外壁下地の取付け作業に3年以上従事した経験を有し、年齢が21歳以上の者
- 2. 講習科目
イ. 木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識
ロ. 工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識
ハ. 作業者に対する教育等に関する知識
ニ. 関係法令
- 3. 受講料
8,000円(テキスト代込み)
(建設長崎組合員の場合、組合から2,000円の助成があります。)
- 4. 受付方法
支部において随時受付。平成29年12月12日締切。
写真2枚 サイズ2.5cm×3.0cm
学院発行の主任者手帳を所持している場合は提出をお願いします。
- 問い合わせ先 長崎県建設技術専門学院本部 TEL095-861-9261

平成29年度国土交通省補助事業「住宅建築技術高度化・展開推進事業」

長崎県住宅省エネルギー技術施工技術講習会

- 開催日：①平成29年12月17日(日) ②平成30年1月14日(日) CPD 認定講習4単位
受付8:10 講習時間8:30～12:50まで
- 会場：建設長崎本部会館2階 会議室 ※募集人員 30人
(長崎市城山町17-58)

住宅省エネルギー化の必要性	近年、地球温暖化による環境の変化で、例年に類を見ない集中豪雨や高温化現象が見られ、この対策として自然エネルギーの活用が緊急課題となっています。 全建総連リフォーム協会「登録制度」の義務講習となっています。
低炭素社会に向けて新築・エコリフォーム	国は、平成32年度までに、新築住宅の省エネルギー適合率100%をめざしています。施工者、現場管理者、設計者等20万人養成。長崎県は3千名を目標。
住宅メーカーとの競争	これから省エネ住宅は、新基準にもとづき動きます。住宅メーカーに負けない知識を習得してお客さんを獲得しましょう。
省エネ住宅がわかる詳しい講習	新省エネ基準に対応。テキストは新基準に対応。新しくなりました。住宅省エネの基本から施工まで、DVDや模型及びテキストを使い、わかりやすく説明します。

※平成29年度「地域型住宅グリーン化事業」の補助対象住宅を施工する事業者は、必ず一人以上は住宅省エネルギー技術講習会を受講した修了者が所属している必要があります。

※平成24年度～28年度に施工技術講習会を修了された方も、新しい省エネ基準に基づき説明しますので、是非受講して下さい。

※長崎県住宅省エネルギー技術設計講習会とは別の講習です。両方受講することが設計・工事監理・現場管理に有用です。

申し込みは各支部窓口へ!

施工技術講習会カリキュラム

半日講習会	
8:10～8:30	受付
8:30～8:40	開会、趣旨説明、スケジュール確認
8:40～9:40	『省エネ技術 基本テキスト』 第1章 これからの住まい ～ 第9章 関連基準と制度
9:45～10:10	DVD 放映：断熱施工(要約編)
10:20～11:40	省エネ技術 施工テキスト 適切な断熱施工の必要性 外皮性能確保のための配慮事項 適切な断熱施工方法 各部位毎の断熱施工方法など
11:40～12:00	配線配管まわりの断熱と注意点等
12:10～12:40	終了考査(考査問題解説)
12:40～12:50	考査問題解説、アンケート記入/閉会

受講費用等

受講料：1,000円
修了証発行手数料：
賞状型1,000円、
カード型2,000円
賞状・カード両方
3,000円
※代金は当日会場で徴収します。
※カード型の修了証をご希望の方は、講習会当日に受付にて修了証に掲載する顔写真を撮影いたします。

お申込方法

住宅省エネルギー技術講習会ホームページ <http://www.shoene.org/>
又は FAX にてお申し込みください。
※お申込み締め切りは、開催日の3日前となります。
※CPD登録をしている方は、登録カードをご持参ください。

主催/長崎県ゆとりある住まいづくり推進協議会事務局
<(一財)長崎県住宅・建築総合センター内>
お問い合わせ先/TEL.095-825-6944 FAX.095-825-6947

長建国保だより

インフルエンザの 予防接種費用を助成!!

長建国保では加入している被保険者(組合員・家族)全員を対象に、季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザのワクチン接種に係る費用の補助を実施しております。

補助金の交付は、申請に問題がなければ受付時に支部窓口で交付いたします。(申請時に交付)

インフルエンザの予防接種補助の申請について

長建国保加入の被保険者組合員及び家族

《補助の対象》

季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザのワクチン接種(以下予防接種という)に係る自己負担の費用が一回につき、一、五〇〇円を超えた場合、一、五〇〇円を超えた額を補助いたします。

《補助の申請》

当該組合員が所属する長崎県建設産業労働組合の支部窓口で被保険者証を提示し、申請書(様式第一号)に予防接種の領収書を添え申請して下さい。

《補助申請の期間》

補助の申請は予防接種を受けた日の属する月の末日から起算して六ヶ月以内となっておりますので、接種後早めに申請して下さい。

《申請に必要なもの》

①被保険者証②予防接種

の費用と分かる領収書及び明細書等③印鑑

《補助の交付》

補助金の交付は、申請に問題がなければ受付時に支部窓口で交付いたします。

《補助対象期間》

今年度のインフルエンザの予防接種の助成対象期間は、平成三十年三月三十一日迄となっております。

予防の為、またかかってしまった場合の重症化を防ぐ為にも早めに受けましょう!



《補助例》

(例 1)

インフルエンザの予防接種を 1 回接種し、4,000 円の接種費用を支払った場合。
4,000円(接種費用) - 1,500円(控除額) = **2,500円(補助額)**

(例 2)

インフルエンザの予防接種を 1 回接種し、1,000 円の接種費用を支払った場合。
1,000円(接種費用) - 1,500円(控除額) = -500円
⇒ **0円(補助額)**

※自治体の助成(小児及び高齢者等)により予防接種の窓口負担(支払額)が1,500円未満であった場合は、補助事業の対象となりませんのでご注意ください。

柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術を受ける皆様へ

対象となる負傷

医師や柔道整復師の診断又は判断により、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫で、内科的原因による疾患ではないもの

健康保険が使える場合

- 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等(いわゆる肉ばなれを含む。)と診断又は判断され、施術を受けたとき。(骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。)
 - 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。
- 【主な負傷例】
日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みがでたときなど。

医師や柔道整復師の診断又は判断等により健康保険等の対象にならないものの例

- 単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労。
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術。
- 保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷等の治療中のもの。
- 労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷。

治療を受けるときの注意点

- 負傷原因が労働災害に該当する場合又は、通勤途上におきた負傷は健康保険等は使えません。また、交通事故等による第三者行為に該当する場合は組合へ連絡して下さい。
- 療養費は、本来「償還払い」が原則ですが、柔道整復については、例外的な取扱いとして、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。このため、多くの整骨院等の窓口では、病院・診療所にかかったときと同じように自己負担分のみ支払うことにより、施術を受けることができます。
- 「受領委任」の施術を受けたときには、柔道整復師療養費支給申請書の受取代理人欄(住所、氏名、委任年月日)に患者の署名が必要となります。受取代理人の欄への署名は、傷病名・日数・金額をよく確認し署名して下さい。よく確認をせず、受取代理人の欄に署名することは、間違いにつながるおそれがありますので注意して下さい。
- 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。
- 施術を受けた際、窓口支払いの領収証が発行されます。医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管しましょう。

※治療内容についてお尋ねすることがあります。

柔道整復師の施術に要した費用(療養費)は、被保険者皆様の保険料から支払われます。皆様健康保険の適用範囲を正しく理解し適切に受診することが医療費の適正化にもつながります。また、適切に請求等が行われているか、請求内容等に誤りがないか確認するため、施術を受けた方に照会させていただく場合があります。施術を受けた時は、負傷部位、施術内容、施術日等の記録・領収証など保管いただき照会の際にはご協力をお願いします。

平成30年度 人間ドック実施のお知らせ

長建国保では組合員と家族の生命と健康を守る一環として、疾病の予防と早期発見により健康管理の一層の推進を図る為、組合員と配偶者(主婦)の「1泊2日」、「日帰り」の人間ドックを実施します。

■受診対象者

- 長建国保加入の組合員
 - 配偶者(主婦) ※被保険者
- 【条件】 ① 1泊2日 満40歳以上の方
日帰り 満35歳以上の方
② 保険料を完納している組合員

来年4月からの
予定負担額です!

■受診料(受診者の個人負担額予定)

個人負担額 1泊2日 受診者1人につき18,000円
日帰り 受診者1人につき7,000円

※申込の際に所属支部事務所で必ず納入して下さい。

■申込方法

受診申込は、所属支部事務所までお願い致します。(五島市、上五島の組合員は組合本部へご連絡下さい。)

■実施期間

平成30年4月1日より翌年3月末まで実施致します。

※4月に所属支部事務所で行った場合でも、病院側の受け入れ態勢等の都合により必ずしも4月に受診出来るとは限りませんのでご了承下さい。

■検診の内容

- ① 身体検査 ② 血圧測定 ③ 心電図検査 ④ 眼底検査 ⑤ 尿検査
- ⑥ 便検査 ⑦ 血液検査 ⑧ 肺機能検査 ⑨ 胸部X線検査
- ⑩ 胃部X線検査 ⑪ 超音波検査 ⑫ 骨密度X線検査 ⑬ 体力測定
- ⑭ 婦人科検診(子宮癌、乳癌) 等

※検査内容は、病院によって多少異なります。

■実施医療機関(予定)

- ・ ながさき内科リウマチ科病院
- ・ 長崎原爆病院
- ・ 長崎北徳州会病院
- ・ 大村市民病院
- ・ 久保内科病院
- ・ 五島中央病院
- ・ 虹が丘病院
- ・ 福田ゆたか外科医院
- ・ 日赤諫早病院
- ・ 佐世保中央病院
- ・ 平戸市民病院

※受診対象者(男性、女性)、受診区分(1泊2日、日帰り)、婦人科検診内容(乳癌、子宮癌)等、詳しくは所属支部事務所までお問い合わせ下さい。

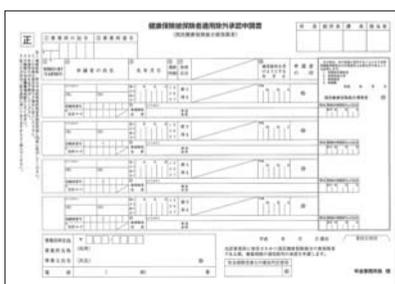
法人事業所は健康保険 適用除外の承認が必要!

健康保険法により法人事業所(従業員五人以上を有する個人事業所含む。以下「法人事業所等」という。)については、社会保険(健康保険と厚生年金加入、各保険料負担は事業主と従業員との折半)の強制適用事業所となり、その事業主には年金事務所への届出(加入が義務付けられています。但し、次のような場合には、法人事業所等の事業主は、健康保険適用除外承認申請書(別表)を事実発生から十四日以内に所轄の年金事務所へ提出し、同所の承認を受けなければなりません。

- 申請は事実発生から十四日以内
- 健康保険適用除外承認申請書は、事実発生(雇用日、法人設立日等)から十四日以内に年金事務所に提出しなければなりません。やむを得ない理由により十四日以内に届出が出来なかった場合は、その理由を記載した理由書の添付が必要で、やむを得ない理由とは、天災地変や事故、事業主の入院や家族の看護、登記等の事務手続き、離島他、事業主の責によらない事由とされています。
- 健康保険適用除外の承認を受けることで、年金は厚生年金が適用されますが、健康保険の適用は除外され長建国保に加入することができます。
- 長建国保の組合員が法人事業所等の事業主として事業を営む場合。
- 健康保険適用除外の承認を受けている事業所内で新たに雇用した従業員を長建国保の組合員として加入させようとする場合
- 長建国保の組合員が健康保険の適用事業所に雇用された場合

申請は事実発生から十四日以内

この健康保険適用除外承認申請書は、事実発生(雇用日、法人設立日等)から十四日以内に年金事務所に提出しなければなりません。やむを得ない理由により十四日以内に届出が出来なかった場合は、その理由を記載した理由書の添付が必要で、やむを得ない理由とは、天災地変や事故、事業主の入院や家族の看護、登記等の事務手続き、離島他、事業主の責によらない事由とされています。



未承認者は資格喪失

健康保険適用除外の未承認者は長建国保の組合員(被保険者)としては加入資格を認められません。そのため、資格喪失となります。未承認事業主は、至急申請手続きの上、年金事務所の承認を受けて下さい。詳細は組合各支部、又は長建国保までご相談下さい。



北松支部 鹿町分会 ●住宅デー

恒例の包丁とき二年ぶり開催



十月二十九日(日)接近する台風に伴う前日からの雨風にも負けず、鹿町分会を中心とする十三名の精鋭が鹿町公民館に集結し、住宅デーを実施しました。毎年恒例となっている包丁研ぎですが、昨年は悪天候による中止となつたため二年ぶりの開催となりました。午前九時の受付開始に向け、準備を進めていたところ、思いが通じたのか、雨風もやみ予定通りの実施となりました。

地域の催し物も行われていくためには、さらなる工夫が必要だと感じました。しかしながら、肝心の住宅相談や建設長崎への意見・質問等はなく、「地域に根ざした住宅デー」を指していくためには、



大村支部 萱瀬分会 ●住宅デー

雨の中での住宅デー

十月十五日(日)、大村支部 萱瀬分会組合員を中心に、水川神社(大村市田下町)で開催される例祭に合わせ、住宅デーを開催しました。ここ数日半袖でも過ごせそうな暑い日が続いていたのが一転し、住宅デー当日は風雨で気温も低く、出店を見て回るお客さんも少ない。例年の住宅デーのような大賑わいを見せることはできませんでした。



しかしながら、小さなお子さんはやっぱりものづくりが好きなようで、一生懸命に作っていました。雨の中での住宅デーとなりましたが、ご協力頂いた皆様、大変お疲れ様でした。



諫早支部 プラチナ友の会

相変わらずの飲みっぷり

昨日までの汗ばむ陽気が一転し、再び秋らしい気候となった十月十三日(金)諫早支部では「プラチナ友の会」を食楽亭で開催しました。今年から新たに十五名の方が名簿に加わり、つい最近まで支部役員としてご協力頂いていた方や、現役の役員さんの名前もチラホラと。身近な所での高齢化に少し不安を感じつつ、宴会が始まると、いつも通りの光景に二安心。ハイペースで酒を酌み交わす豪快な飲みっぷりは、相変わらずご健在で、次々と入る熱燗の注文と空になった徳利の回収に、店の方はとても忙しい様子でした。そして、楽しい時間があつたという間に過ぎ、まだまだ飲み足りない霧囲気の中、何とか記念撮影を済ませ、最後に「元気でまた来年」と誓いあつた後「今日も楽しゅう、よう飲んだばい」と言いながら皆さん上機嫌で帰って行かれました。



また、最後には「来た時よりも綺麗にして帰ろう」という号令のもと、ホース、ブラシを駆使し、瞬間に撤去作業と掃除を完了させていました。

- 《参加者》(敬称略)
- 近藤 力也 坂中 善男
 - 田中 祐二 近藤 生喜
 - 田中 誠次 前田 修一
 - 湯村 保 出口 仁美
 - 中野 芳行 松田 直
 - 川久保 豊 筒井 健二
 - 和田 茂史

長崎県建設事業国民健康保険組合 指定温泉一覧表

指定温泉名称	利用区分	規定料金	割引後の料金 (メンバーズカード)	補助券の額 (温泉券利用)	利用者負担 (自己負担)	所在地 電話番号	設備
福佐山温泉 アマディ	大人 (中学生以上)	840円	810円	▲300	510円	長崎市 曙町39-38 095-862-5555	和風天然温泉、岩盤浴、バリ風天然温泉
	小人 (3歳以上)	400円	350円	-	350円		
野母崎炭酸温泉 Alega 軍艦島	大人 (中学生以上)	410円	-	▲300	110円	長崎市 野母町692-1 095-893-1133	大浴場、ジャグジー、打たせ湯、サウナ、寝湯、休憩室
	小人 (4歳以上)	200円	-	-	200円		
ふくの湯	大人 (中学生以上)	830円	-	▲300	530円	長崎市 岩見町451-23 095-833-1126	大浴場、露天風呂、サウナ、岩盤浴
	小人 (3歳以上)	400円	-	-	400円		
やすらぎ伊王島	大人 (中学生以上)	750円	650円	▲300	350円	長崎市伊王島町 1丁目3277-7 095-898-2202	癒湯(露天風呂)、内湯、釜風呂、壺風呂、檜風呂、露天足湯、樽風呂、炭のうたせ湯、寝湯
	小人 (小学生)	360円	-	-	360円		
長崎温泉 喜道庵	大人 (中学生以上)	1,550円	-	▲300	1,250円	西彼村郡長与町 岡郷2762-1 095-887-4126	大浴場、露天風呂
	小人 (5歳以上)	780円	-	-	780円		
	幼児 (5歳未満)	0円	-	-	0円		
道の尾温泉	大人 (中学生以上)	600円	-	▲300	300円	西彼村郡長与町 高田郷284 095-856-2631	大浴場、ジェットバス、打たせ湯、ジャグジーシャワー、ミストサウナ
	小人 (小学生)	320円	-	-	320円		
	幼児 (6歳以下)	160円	-	-	160円		
ゆりの温泉	大人 (中学生以上)	750円	600円	▲300	300円	西彼村郡長与町 高田郷2289-2 095-856-2617	寝湯、ジェットバス、サウナ、水風呂、露天風呂、タル湯
	小人 (3歳以上)	350円	-	-	350円		
天然いさや温泉 和スバ	大人 (中学生以上)	700円	-	▲300	400円	諫早市本野7-1 0957-25-8822	露天風呂、薬湯風呂、サウナ
	小人 (4歳以上)	350円	-	-	350円		
サンスバ おおむら ゆの華	大人 (中学生以上)	650円	550円	▲300	250円	大村市 森園町663-3 0957-50-1126	サウナ、冷水風呂、壺湯、ジェットバス、寝湯、塩サウナ、家族風呂、シェイプアップバス
	小人 (小学生)	300円	-	-	300円		
	幼児 (3歳以上)	200円	-	-	200円		
龍神温泉 かやぜの湯	大人 (中学生以上)	700円	600円	▲300	300円	大村市 田下町17-3 0957-47-8245	内風呂、露天風呂、食事処、仮眠室、マッサージ室
	小人 (小学生)	300円	-	-	300円		
	幼児 (4歳以上)	200円	-	-	200円		
青雲荘	大人 (中学生以上)	660円	-	▲300	360円	雲仙市小浜町 雲仙500-1 0957-73-3273	露天風呂、大浴場、休憩場、レストラン、宴会場
	小人 (4歳以上)	330円	-	-	330円		
望洋荘	大人 (高校生以上) [7:30~16:30]	540円	-	▲300	240円	雲仙市小浜町 南本町10 0957-74-3141	大浴場、露天風呂、ジェット風呂、休憩場、レストラン
	大人 (高校生以上) [16:30~22:00]	324円	-	▲300	24円		
	小人 (2歳以上) [7:30~16:30]	270円	-	-	270円		
	小人 (2歳以上) [16:30~22:00]	108円	-	-	108円		

指定温泉施設の入浴料割引及び補助制度

長建国保では、組合員及び家族の健康の保持増進を図るため「指定温泉利用料金の割引及び補助制度」を実施しています。ぜひご利用ください。

■利用料金の割引

指定温泉と契約し、規定料金より安い料金で利用できます。

■利用料金の補助 (小人料金には、割引はありません。)

補助券により、割引料金より更に安い料金で利用できます。

規定料金 - メンバーズカード割引 = 割引後の料金
割引後の料金 - 補助券(300円) = 利用者負担金

- ・長建国保加入組合員(年間15枚)
- ・組合のみ加入(年間6枚)



※詳細については各支部事務所へお問い合わせ下さい。



温泉名称	利用区分	規定料金	割引後の料金	補助券の額	利用者負担	所在地 電話番号	設備
ザ・パラダイス ガーデン サセボ (※1)	大人 (中学生以上)	800円	-	▲300	500円	佐世保市 崎岡町853-12 0956-39-4800	うずしお温泉美人の湯、露天風呂、貸切家族風呂
	小人 (小学生)	400円	-	-	400円		
	幼児 (3歳以上)	250円	-	-	250円		
ホテルローレイ ばつてんの湯 (※1)	大人 (中学生以上)	700円	560円	▲300	260円	佐世保市 南野崎町449 0956-59-3939	大浴場、打たせ湯、寝湯、露天風呂、サウナ、休憩室、食事処
	小人 (小学生)	400円	-	-	400円		
はさみ温泉 湯治楼	大人 (中学生以上)	600円	-	▲300	300円	東彼村郡 波佐見町 長野郷558-3 0956-76-9008	大浴場、露天風呂、サウナ、休憩室、食事処
	小人 (小学生)	300円	-	-	300円		
	幼児 (3歳以上)	200円	-	-	200円		
平戸たびら温泉 サムソンホテル	大人 (中学生以上)	900円	700円	▲300	400円	平戸市田平町 野田免210-6 0950-57-1110	展望露天風呂、電気風呂、ジャグジーエステ風呂、産り湯、サウナ、岩盤浴(別料金)、家族風呂(別料金)
	小人 (小学生)	400円	-	-	400円		

(※1) 毎月26日「風呂の日」は規定料金が半額となり、補助券の使用は出来ません。
(※) 料金など変更になっている場合がありますので、詳細については各温泉施設までお問い合わせ下さい。